



お知らせ コーナー

ノロウイルスによる 食中毒を防ぎましょう!

ノロウイルスによる食中毒予防のポイントは次のとおりです。

①原因の8割は調理者から食品等への汚染です。

★日頃から健康状態の把握・管理に努めてください。
(※下痢などの症状がある場合は、調理作業を行わないようにしましょう。)

★症状が無くてもウイルスを持っている可能性があります。日頃から衛生管理をしっかりと行いましょう。

②調理前やトイレの後は、念入りに手指の洗浄・消毒を行いましょ。★時間をかけて洗い落とす意識を持つことが大切です。複数回の手洗いが効果的です。

③食品・器具等の「加熱・消毒」を徹底しましょう。
★中心温度85℃・90℃・90秒以上の加熱や塩素系消毒剤による消毒が有効です。

※お問い合わせ先

北海道渡島保健所
生活衛生課食品保健係
TEL・0133814719552

高齢者雇用安定法が 改正されます!

少子高齢化が急速に進行し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮し活躍できるように、環境整備を図ることを目的として「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高齢者雇用安定法)の一部が改正され、令和3年4月1日から施行されます。
今回の改正は、70歳までの就業機会の確保について事業主が講ずべき措置(努力義務)などの内容となっています。

【改正のポイント】

65歳までの雇用確保(義務)に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高齢者就業確保措置として、以下のいずれかの措置を講ずる努力義務を新設

- ①70歳までの定年引き上げ
- ②定年制の廃止
- ③70歳までの継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度)の導入
- ④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
 - A 事業主が自ら実施する社会貢献事業
 - B 事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業

※お問い合わせ先

ハローワーク函館
TEL・0133812610735

～町政について
一緒に語らしましょう～

語らい町長室

中止のお知らせ

開かれた身近な町政づくりを進めるため、町民皆さんの声に耳を傾け、対話を深めることを目的に開放していた、語らい町長室は、新型コロナウイルス感染症対策のため、中止としますので、ご了承ください。

～広報しかべ1月号折込チラシの掲載内容の訂正について～

先月、広報しかべ1月号に折り込みをして配布した「公職選挙法の改正に関するチラシ」に次のとおり誤りがありました。皆さんにご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げますとともに正しい内容についてお知らせします。

【訂正内容】

- ①「地方選挙の選挙公営と供託金」という見出しの表内の選挙区分に、「町村議会議長」とありますが、正しくは「町村議会議員」となります。
- ②「地方選挙の選挙公営と供託金」という見出しの表外の※以下に「供託金没収点」とありますが、正しい表現は、「供託物没収点」となります。
- ③「地方選挙の選挙公営と供託金」という見出しの表外の町長選挙における供託物没収点について、「有効投票の総数÷2」とありますが、正しくは「有効投票の総数÷10」となります。

以上のとおり訂正します。

※お問い合わせ先 役場内鹿部町選挙管理委員会 (TEL: 7-2111)